

## ながさきコロナ対策飲食店認証制度実施要綱

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 長崎県内の飲食店事業者が新型コロナウイルス感染症に対応し、県民及び来県者が安心して利用できる環境を整備することにより、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた本県経済の早期回復と持続的発展に寄与することを目的として、県及び県内市町、県内飲食店関係団体で構成するながさきコロナ対策飲食店認証実行委員会（以下「実行委員会」という。）が以下で定める基準に則って感染防止対策に取り組む飲食店を認証する。

#### (対象)

第2条 県内の飲食店を営む事業者（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により営業（飲食店営業又は喫茶店営業に限る。）を行うことができるとされていること、並びに食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可（飲食店営業に係るものに限る。）を受け事業を営んでいる者及び飲食場所を複数店舗で共有する飲食店事業者等（フードコート等）をいい、暴力団員である者又は役員に暴力団員がいる者が営む施設を除く。以下「対象事業者」という。）で専ら集客を目的とするもの

#### (基準)

第3条 実行委員会は、対象事業者が飲食店において取り組むべき感染防止対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

2 本認証基準は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、必要に応じ変更できるものとする。

### 第2章 認証等

#### (申請)

第4条 認証を受けようとする飲食店事業者等は、対象施設ごとに、認証申請書（様式第1号）を書面又は電磁的方法により、委員長に提出するものとする。

2 飲食場所を複数店舗で共有する飲食店事業者等（フードコート等）は、施設管理者用認証申請書（様式第1号の2）に加え、構成する全ての店舗からの認証申請書（様式第1号）を添付し、委員長に提出するものとする。

(認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、実行委員会委員長（以下「委員長」という。その委託を受けた者を含む。第3項、第4項及び第8条において同じ。）は提出された申請書を確認し、施設確認を行うこと等により審査するものとする。

2 委員長は、前項の申請が認証基準に適合していると認めるときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。

3 委員長は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を表象する認証マークを交付するものとする。

4 委員長は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めるときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証基準に適合していない事項を摘示し、適合するように指導等を行うものとする。

(認証マークの利用等)

第6条 認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）において認証マークを利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証マークを掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「team NAGASAKI SAFETY 認証施設」の名称を使用することができるものとする。

2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証マークを汚損し、又は亡失したときは、書面（様式第2号）により認証マークの再交付を求めることができる。

(有効期限)

第7条 認証の有効期限は、認証を受けた日から1年間とする。

(変更の報告)

第8条 認証事業者は、認証施設の名称等その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面（様式第3号）又は電磁的方法により、委員長に報告するものとする。

(認証の更新)

第9条 認証の有効期間満了日の1か月前までに、認証事業者から認証の辞退の申し出がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

(施設確認等)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を確認し、認証に係る感染防止対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

第11条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染防止対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証マークの適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 実行委員会が行う認証施設に係る確認に協力すること。
- (4) 感染拡大防止のため、県からの新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく要請（営業時間短縮や休業等に対する要請）等に応じること。

(認証の辞退)

第12条 認証事業者は、その認証施設の閉鎖等その他認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面（様式第4号）又は電磁的方法により、認証の辞退を申し出るものとする。

- 2 前項の申出をした認証事業者は、遅滞なく、認証マークの利用及び「team NAGASAKI SAFETY 認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

第13条 委員長は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

- 2 委員長は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、直ちに、認証マークの利用及び「team NAGASAKI SAFETY 認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

### 第3章 感染症発生時の措置

(認証の効力の一時停止)

第14条 認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生したとき（以下「患者発生時」という。）は、委員長は、当該施設

設における認証の効力を一時停止し、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。この場合においては、認証事業者は、直ちに、認証マークの利用及び「team NAGASAKI SAFETY 認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(不遵守の場合の取消し)

第15条 患者発生時において、その原因が認証に係る感染防止対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなったときは、委員長は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該対象事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により認証を取り消された対象事業者は、直ちに、認証マークの利用及び「team NAGASAKI SAFETY 認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の効力の回復)

第16条 患者発生時において、その原因が前条第1項に掲げるものでないことが明らかとなったときは、当該認証事業者は、その認証施設を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと判断（保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。）できた時から、認証マークの利用及び「team NAGASAKI SAFETY 認証施設」の名称使用を再開することができるものとする。

#### 第4章 まん延の防止に関する措置との関係

第17条 第2章の規定にかかわらず、次のいずれにも該当するときは、委員長は、認証の申請の受付を停止し、及び既に付与した認証の効力を一時停止することができる。

(1) 長崎県の区域内において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置が実施されているとき。

(2) 前号の措置に係る感染症のまん延の状況を勘案して、委員長が新たな認証を行うこと及び認証の効力を維持することが適当でないと認めたとき。

#### 第5章 雑 則

(免責)

第18条 実行委員会は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用

者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月7日から施行する。  
この要綱は、令和3年6月15日から施行する。  
この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(制度の終了)

- 2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了するものとする。